

坂井市立丸岡南中学校 「いじめ防止基本方針」

平成30年4月1日策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、坂井市、坂井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS・インターネット等を通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

（学校評価にて、取り組みについての振り返りを年2回行う）

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

子どもたちを、豊かな心や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

○ほめて伸ばす教育

学習だけではなく、芸術やスポーツ等を含めた生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

福祉体験学習等の人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

職場体験やボランティア活動、地域との交流活動等を通して、生徒が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定することで、生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

スクエア道徳(異学年集団クラスの道徳)を実施したり、道徳副読本「みんなで生き方を考える道徳」や福井県版心のノートを活用したりすることで、発達段階に応じた指導を計画的に行い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

いじめが起きない学校づくりに向けて校長が責任を持つとともに、教職員の共通理解のもと、次のような指導を心がけます。また、日ごろから、子どもたち一人ひとりを尊重し、信頼関係を深めていくことで、いじめが起きない学級づくりを行います。

○いじめに対する学校ルールの徹底

以下の4つを学校ルールとして、全校生徒で守っていきます。

ア 私たちは、他の人をいじめません。

イ 私たちは、いじめられている人を助けます。

ウ 私たちは、一人ぼっちの人を仲間に入れます。

エ 私たちは、もし誰かがいじめられていれば、それを学校の大人や家の大人に話します。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業、学び合う授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・スクエア活動(異学年交流活動)を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- ・課題を抱えている生徒に寄り添い、間違ったり失敗したりしても笑われないような学級づくりを進めます。
- ・教師がお手本を示すだけでなく、すべての教育活動を通じて「仲間のために何ができるのか、自発的な思いや行動」が湧き起こるような働きかけをします。
- ・生徒同士、あるいは教師と生徒が共に過ごして居心地の良い場を責任をもって作ります。
- ・子どもたちに安心感を与えるために、「見守る」「ほめる」「心に響く話をする」などを心がけます。

○生徒の主体的活動の充実

- ・学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。
- ・専門委員会や教科係、日直当番による日々の活動や行事、いじめ防止に関する運動やスクエア活動、部活動など生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。
- ・生徒会が中心となり、いじめ防止の呼びかけを行います。また、早期発見・未然防止活動として、相談箱を設置します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○SNS・インターネットや携帯電話(スマートフォン)等に関する指導

道徳や学級活動、警察の「ひまわり教室」、丸岡南スマートルール等を活用して、インターネットや携帯電話（スマートフォン）等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行います。保護者に対しても、指導部通信を配布したり、情報モラル教室を保護者参加型で開催したりして、家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

（３）いじめの早期発見

日ごろから継続的にチェックシートを活用していじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめに関するアンケートなどを行い、実態の把握を行います。チェックシートは必ず点検し、教師が見守っているという雰囲気を作ります。

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを、生活日誌を使って毎日行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月１回いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。保護者にも同様にアンケートを行い、隠れたいじめが発見されるように努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、保護者会などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（４）いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で、適切な指導を行います。いじめの解消には３ヶ月を目安として、その経緯を見守ります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や愛護センター、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

（５）いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を坂井市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・坂井市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催、その情報は全職員で共有します。

(構成員) 校長(松嶋)、教頭(黒川)、生徒指導主事(森山)、
学年主任(1年：梶岡 2年：月僧 3年：藤井)、養護教諭(結川)、
教育相談担当(濱田)、関係機関(ステップスクールさかい：福田)

(開催日) **毎週月曜日 5限目**

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事(森山)、教務主任(奥村)、
学年主任(1年：梶岡 2年：月僧 3年：藤井)、
教育相談担当(濱田)、養護教諭(結川)、対象生徒の担任、部活動顧問、
スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・個別面談による情報収集

・継続的な支援

・保護者や地域との連携

・スクールカウンセラーや愛護センター、スクールソーシャルワーカー等の外部人材や、警察や愛護センター、児童相談所などとの連携

(3) 教育委員会との連携(校長)

・いじめが起きた場合には、状況に応じて、坂井市教育委員会との早急な連携を図ります。

・いじめの状況について速やかに報告します。

・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。

・今後の対応についての相談をします。

・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。

・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

(4) 関係機関との連携(教頭)

・いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。

・対象の生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。

・家庭において問題が見られ、生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

(5) 組織図

いじめ対策委員会(常設：月曜5限)

校長

教頭

連絡：担任、部活動顧問等

いじめの情報

生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、
養護教諭、関係機関(ステップスクールさかい)

- いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
- 基本的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

関係教員

- ・教科担任
- ・部活動顧問等

認知

窓口
..
教頭

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

関係機関

- ・教育委員会・PTA・警察
- ・児童相談所・地方法務局
- ・医療機関・愛護センター等

報告
連絡
相談

いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、
養護教諭、スクールカウンセラー 等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業 ○関係生徒への対応
- 関係保護者への対応 ○関係機関との連携
- *必要に応じて、警察への協力依頼
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告